

第1回いじめ対策総点検学校訪問指導記録

記録：教務

- 1 日時 令和5年10月26日(木)
- 2 場所 県立吉川高等特別支援学校 校長室
- 3 指導者 義務教育課 特別支援教育推進室 指導主事 飯田貴裕様
生徒指導課 支援・相談室 指導主事 阿部茂雄様
- 4 参加者 校長、教頭、教務、生徒支援主事(いじめ対策推進教員兼務)
- 5 日程 14:00~14:30 校舎見学
14:30~15:30 書類点検、指導
- 6 指導内容
 - (1) いじめを発見した際の報告といじめ認知に関する会議の流れについて
 - ・いじめを発見した職員から、学年主任、生徒支援主事、教頭、校長の順で報告を上げ、担当者が抱え込まないようにすること。
 - ・早急な対応が必要な場合は、いじめ発見者、学年主任、生徒支援主事、教頭、校長が一度に校長室に集まり情報共有をすること。
 - (2) 警察との連携について
 - ・生徒の生命、心身もしくは財産に重大な被害が生じている、または疑いがある事案は、ためらわずに警察に相談・通報をする。
 - ・わいせつな画像を扱う場合、教師に事実確認されることで生徒が心に傷を負わないように、すぐに警察に連絡し対応を相談する。
 - (3) 校内研修内容の全職員への周知について
 - ・いじめへの対応スキルを上げるため、外部講師の了解が得られれば研修内容を動画に残すなどして、欠席した職員が後日確認できるようにすること。
 - (4) 生徒との面談について
 - ・相談する職員を固定化させず、養護教諭やスクールカウンセラー等も含め相談しやすい職員と相談できる体制をつくること。
 - (5) 学校いじめ防止等に係る基本方針の周知について
 - ・ホームページのみでなく紙での配付も利用して「学校いじめ防止等に係る基本方針」の周知を図ること。